

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 条 例 ——

- 亀岡市税外収入滞納金督促条例等の一部改正 (総務課) 9
- 亀岡市環境審議会条例の一部改正 (環境政策課) 11
- 亀岡市庁舎使用料条例の一部改正 (総務課) 12
- 亀岡市中央公民館使用条例の一部改正 (中央公民館) 13
- 亀岡市野外活動施設条例の一部改正 (社会教育課) 14
- 亀岡市社会体育施設条例の一部改正 (社会教育課) 16
- 亀岡市総合福祉センター条例の一部改正 (地域福祉課) 17
- 亀岡市厚生会館条例の一部改正 (地域福祉課) 19
- ふれあいプラザ条例の一部改正 (地域福祉課) 20
- 亀岡市立文化センター条例の一部改正 (人権啓発課) 21
- 亀岡市湯の花温泉供給条例の一部改正 (観光戦略課) 22
- ギャラリーかめおか条例の一部改正 (市民協働課) 24
- 亀岡市大井生涯学習センター条例の一部改正 (自治防災課) 26
- 亀岡会館条例の一部改正 (市民協働課) 27

- 亀岡市交流会館条例の一部改正 (市民協働課) 31
- 亀岡市土づくりセンター条例の一部改正 (農林振興課) 32
- 亀岡市食肉センター条例の一部改正 (農林振興課) 33
- 亀岡市林業センター条例の一部改正 (農林振興課) 34
- 亀岡市都市公園条例の一部改正 (都市整備課) 35
- 亀岡市上水道事業給水条例の一部改正 (営業課) 39
- 亀岡市下水道条例の一部改正 (営業課) 40
- 亀岡市簡易水道事業給水条例の一部改正 (営業課) 40
- 亀岡市飲料水供給施設給水条例の一部改正 (営業課) 41
- 亀岡市地域下水道条例の一部改正 (営業課) 41
- 亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部改正 (病院総務課) 42

### —— 規 則 ——

- 市民ホール使用規則の一部改正 (総務課) 43
- 亀岡市都市公園有料公園施設使用規則の一部改正 (都市整備課) 46
- 亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部改正 (建築住宅課) 47
- 通勤手当支給規則の一部改正 (人事課) 47

—— 告 示 ——		—— 訓 令 ——	
○南丹都市計画生産緑地地区の変更に係る 函書の縦覧                    (都市計画課)	48	○亀岡市職員等の公益通報に関する要綱 (人事課)	61
○公示送達                            (税務課)	49	—— 公 告 ——	
○南丹都市計画地区計画の変更に係る都 市計画の函書の縦覧            (都市計画課)	50	○本市職員採用試験の結果            (人事課)	66
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	50	○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課)	66
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	50	○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課)	72
○物品に関する競争入札参加資格及び審 査等に関する要綱の一部改正 (契約検査課)	51	○亀岡市職員採用試験公告            (人事課)	72
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	54	○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課)	75
○住民投票に関する条例制定の請求につ いて市議会定例会に付議した結果 (総務課)	54	—— 任免及び辞令 ——	
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	54	<b>教育委員会欄</b>	
○放置自転車の撤去、保管(土木管理課)	55	—— 規 則 ——	
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	55	○亀岡市野外活動施設条例施行規則の一 部改正	79
○市道路線の認定に関する告示 (土木管理課)	56	<b>選挙管理委員会欄</b>	
○市道路線の廃止に関する告示 (土木管理課)	57	—— 告 示 ——	
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	58	○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請 求及び合併協議会設置の請求に要する 有権者総数の50分の1の数	84
○亀岡市犯罪被害者等見舞金支給要綱の 一部改正            (安全安心まちづくり課)	58	○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の 解職請求に要する有権者総数の3分の 1の数	84
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	58	○合併協議会設置協議について選挙人の 投票に付する請求に要する有権者総数 の6分の1の数	84
○市道路線の区域に関する告示 (土木管理課)	59	○亀岡市篠町土地改良区総代選挙の期日 及び投票の時間並びに選挙すべき総代 の数	85
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課)	60	○亀岡市篠町土地改良区総代選挙におけ る選挙長、同職務代理者及び選挙立会 人の住所及び氏名	86

○亀岡市篠町土地改良区総代選挙における選挙長の執務場所 86

○亀岡市篠町土地改良区総代選挙の投票用紙の様式 87

○亀岡市篠町土地改良区総代選挙における当選人の住所及び氏名 88

○亀岡市篠町土地改良区総代選挙において当選証書を付与した者の住所及び氏名 88

**上下水道部欄**

——— **規 程** ———

○亀岡市上下水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程の一部改正 89

**公布された条例のあらまし**

亀岡市税外収入滞納金督促条例等の一部を改正する条例要綱

- 1 地方税の延滞金の割合等の特例が見直されたことに伴い、市税に係る延滞金の割合を元に定めている料金等の延滞金の割合等の特例について改めることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成26年1月1日から施行することとした。ただし、2の改正は、平成26年1月3日から施行することとした。

亀岡市環境審議会条例の一部を改正する条例要綱

- 1 委員の構成から市議会議員を除くこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市庁舎の使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行

することとした。ただし、この条例の施行前に許可を受けた使用料については、なお従前の例によることとした。

---

亀岡市中央公民館使用条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市中央公民館の使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行前に許可を受けた使用料については、なお従前の例によることとした。

---

亀岡市野外活動施設条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市野外活動施設の設備更新等に伴い、使用料の見直しを行い、金額改正をすることとした。
- 2 亀岡市野外活動施設の使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、別表第2の改正規定中、さくらツリーハウス使用料の宿泊の部分を削る規定は、公布の日から施行することとした。この条例による改正後の亀岡市野外活動施設条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料から適用し、同日

前に許可を受けた使用料については、なお従前の例によることとした。

---

亀岡市社会体育施設条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市社会体育施設の使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行前に許可を受けた使用料については、なお従前の例によることとした。

---

亀岡市総合福祉センター条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市総合福祉センターの使用料及び目的外使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行前に許可を受けた使用料及び目的外使用料については、なお従前の例によることとした。

---

亀岡市厚生会館条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市厚生会館の使用料及び目的外使用料について、消費税引上げに対応するため、所

要の規定整備を図ることとした。

- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行前に許可を受けた使用料及び目的外使用料については、なお従前の例によることとした。

\_\_\_\_\_

ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例要綱

- 1 ふれあいプラザの使用料及び目的外使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行前に許可を受けた使用料及び目的外使用料については、なお従前の例によることとした。

\_\_\_\_\_

亀岡市立文化センター条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市立文化センターの使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行前に許可を受けた使用料については、なお従前の例によることとした。

亀岡市湯の花温泉供給条例の一部を改正する条例要綱

- 1 温泉使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、この条例による改正後の第16条第1項の規定は、平成26年5月1日以後の検針に係る使用料から適用し、同日前の検針に係る使用料については、なお従前の例によることとした。

\_\_\_\_\_

ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例要綱

- 1 ガレリアかめおかの使用料及び目的外使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行前に許可を受けた使用料及び目的外使用料については、なお従前の例によることとした。

\_\_\_\_\_

亀岡市大井生涯学習センター条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市大井生涯学習センターの使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行前

に許可を受けた使用料については、なお従前の例によることとした。

---

亀岡会館条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡会館の使用料及び目的外使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行前に許可を受けた使用料及び目的外使用料については、なお従前の例によることとした。

---

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市交流会館の使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行前に許可を受けた使用料については、なお従前の例によることとした。

---

亀岡市土づくりセンター条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市土づくりセンターの使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整

備を図ることとした。

- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行前に許可を受けた使用料については、なお従前の例によることとした。

---

亀岡市食肉センター条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市食肉センターの使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行前に許可を受けた使用料については、なお従前の例によることとした。

---

亀岡市林業センター条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市林業センターの使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行前に許可を受けた使用料については、なお従前の例によることとした。

亀岡市都市公園条例の一部を改正  
する条例要綱

- 1 亀岡市都市公園の使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行前に許可を受けた使用料については、なお従前の例によることとした。

---

亀岡市上水道事業給水条例の一部  
を改正する条例要綱

- 1 水道料金、加入金等について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、この条例による改正後の第33条第1項及び第37条の規定は、平成26年6月1日以後の検針に係る料金から適用し、同日前の検針に係る料金については、なお従前の例によることとした。また、この条例による改正後の第33条第2項及び第37条の2の規定は、平成26年4月1日以後に使用し、又は給水を行った料金から適用し、同日前に使用し、又は給水を行った料金については、なお従前の例によることとした。

亀岡市下水道条例の一部を改正す  
る条例要綱

- 1 公共下水道の使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、この条例による改正後の第19条第1項及び第3項の規定は、平成26年6月1日以後の検針に係る使用料から適用し、同日前の検針に係る使用料については、なお従前の例によることとした。

---

亀岡市簡易水道事業給水条例の一  
部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市簡易水道事業の給水料金等について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、この条例による改正後の第20条第1項及び第2項の規定は、平成26年6月1日以後の検針に係る料金等から適用し、同日前の検針に係る料金等については、なお従前の例によることとした。

---

亀岡市飲料水供給施設給水条例の  
一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市飲料水供給施設の給水料金について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。

2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、この条例による改正後の第4条の規定は、平成26年6月1日以後の検針に係る料金から適用し、同日前の検針に係る料金については、なお従前の例によることとした。

---

亀岡市地域下水道条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地域下水道の使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 公共下水道への接続に伴い、天川地区コミュニティ・プラントを廃止することとした。
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、この条例による改正後の第16条第1項の規定は、平成26年6月1日以後の検針に係る使用料から適用し、同日前の検針に係る使用料については、なお従前の例によることとした。また、平成26年6月1日以前の検針に係る天川地区コミュニティ・プラント使用料については、なお従前の例によることとした。

---

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市立病院の駐車料金について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。

2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

## 条 例

亀岡市税外収入滞納金督促条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第30号

亀岡市税外収入滞納金督促条例等  
の一部を改正する条例

（亀岡市税外収入滞納金督促条例の一部改正）

第1条 亀岡市税外収入滞納金督促条例（昭和40年亀岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ」に、「年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特

例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

（亀岡市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第2条 亀岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年亀岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ」に、「年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

（亀岡市国民健康保険条例の一部改正）

第3条 亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、

「各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ」に、

「年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

（亀岡市介護保険条例の一部改正）

第4条 亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ」に、「年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「年（以下「特例基

準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

（亀岡市営住宅管理条例の一部改正）

第5条 亀岡市営住宅管理条例（平成9年亀岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「配偶者からの暴力を受けた被害者」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」に改める。

第18条第2項及び第3項を削る。

（亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第6条 亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和56年亀岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「延滞金の」の次に「年14.5パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ」に、「年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを

切り捨てる。」を「年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第5条中亀岡市営住宅管理条例第8条第3項の改正規定は、平成26年1月3日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の亀岡市税外収入滞納金督促条例、亀岡市後期高齢者医療に関する条例、亀岡市国民健康保険条例、亀岡市介護保険条例、亀岡市営住宅管理条例及び亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市環境審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第31号

亀岡市環境審議会条例の一部を改正する条例

亀岡市環境審議会条例（昭和46年亀岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 委員は、環境の保全に関し識見を有する者その他から市長が委嘱する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第32号

亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例

亀岡市庁舎使用料条例（平成2年亀岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「に100分の105を乗じた額（1円未満の端数については切り捨てるものとする。）」を削る。

第4条及び第5条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表第1中「午前12時」を「正午」に、

「

1,500円	2,500円	3,000円	4,000円	5,500円	7,000円
--------	--------	--------	--------	--------	--------

」

を

「

1,620円	2,700円	3,240円	4,320円	5,940円	7,560円
--------	--------	--------	--------	--------	--------

」

に改め、同表備考第4号中「1,000円」を「1,080円」に改める。

別表第2中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀岡市庁舎使用料条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市中央公民館使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第33号

亀岡市中央公民館使用条例の一部を改正する条例

亀岡市中央公民館使用条例（昭和45年亀岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「き損」を「毀損」に改める。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第6条第1項中「定めるとおり」を「掲げる額」に改める。

別表中

「

午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
9時～ 12時	1時～ 5時	6時～ 10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
円 840	円 1,050	円 1,360	円 1,680	円 2,100	円 2,730
630	730	940	1,150	1,470	1,890
630	730	940	1,150	1,470	1,890
840	1,050	1,360	1,680	2,100	2,730
840	1,050	1,360	1,680	2,100	2,730
520	630	840	1,050	1,260	1,680
730	940	1,150	1,470	1,780	2,310

」

を

「

午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
円 860	円 1,080	円 1,400	円 1,720	円 2,160	円 2,800
640	750	970	1,180	1,510	1,940
640	750	970	1,180	1,510	1,940
860	1,080	1,400	1,720	2,160	2,800
860	1,080	1,400	1,720	2,160	2,800
540	640	860	1,080	1,290	1,720
750	970	1,180	1,510	1,830	2,370

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市中央公民館使用条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

---

亀岡市野外活動施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第34号

亀岡市野外活動施設条例の一部を改正する条例

亀岡市野外活動施設条例（昭和57年亀岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第9条中「き損」を「毀損」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

野外活動センター使用料

大人	1人	270円
小人		100円

別表第2（第6条関係）

施設使用料

(1) キャンプ場宿泊料

大人	1人1泊	320円
小人		100円

(2) テント使用料

キャンプテント（10人用）	1張1泊	1,080円
持込みテント		320円

(3) スポーツハウス使用料

和室	1人1日	100円
会議室		100円

(4) さくらツリーハウス使用料

1棟1日	540円
------	------

備考

- 1 小人とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校の児童又は生徒をいう。
- 2 市民以外の者が使用する場合の使用料は、2倍の額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中、さくらツリーハウス使用料の宿泊の部分を削る規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市野外活動施設条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市社会体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第35号

亀岡市社会体育施設条例の一部を改正する条例

亀岡市社会体育施設条例（昭和39年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第12条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

別表第1中

「

円	円	円	円	円
1,050	1,050	1,050	1,050	1,570
円	円	円	円	
3,150	3,150	3,150	3,150	
円	円	円	円	
1,570	1,570	1,570	1,570	
円	円	円	円	
1,570	1,570	1,570	1,570	
円	円	円	円	
2,100	2,100	2,100	2,100	
円	円	円	円	
1,050	1,050	1,050	1,050	
円	円	円	円	
940	940	940	940	
円	円	円	円	
1,050	1,050	1,050	1,050	
円	円	円	円	
1,050	1,050	1,050	1,050	
円	円	円	円	円
2,100	2,100	2,100	2,100	3,150
円	円	円	円	円
1,050	1,050	1,050	1,050	1,570
1時間につき420円				
1時間につき2,700円				

」

を「

円	円	円	円	円
1,080	1,080	1,080	1,080	1,620
3,240	3,240	3,240	3,240	
1,620	1,620	1,620	1,620	
1,620	1,620	1,620	1,620	
2,160	2,160	2,160	2,160	
1,080	1,080	1,080	1,080	
970	970	970	970	
1,080	1,080	1,080	1,080	
1,080	1,080	1,080	1,080	
2,160	2,160	2,160	2,160	3,240
1,080	1,080	1,080	1,080	1,620
1時間につき430円				
1時間につき2,770円				

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀岡市社会体育施設条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第36号

亀岡市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

亀岡市総合福祉センター条例（平成17年亀岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第10条第1項を次のように改める。

総合福祉センターの使用料は、別表第1に掲げる額とする。

第14条第2項を次のように改める。

2 目的外使用料は、別表第2に掲げる額とする。

別表第1中

「

午前	午後	夜間	全日
9時～12時	1時～5時	6時～10時	午前9時～ 午後10時
円 2,000	円 3,000	円 4,000	円 9,000
400	500	600	1,500
400	500	600	1,500
400	500	600	1,500
500	600	700	1,800
500	600	700	1,800
1,100	1,300	1,600	4,000
700	800	900	2,400
600	700	800	2,100
700	800	1,000	2,500
700	800	1,000	2,500
400	500	600	1,500

」

を  
「

午前	午後	夜間	全日
午前9時～正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
円 2,160	円 3,240	円 4,320	円 9,720
430	540	640	1,620
430	540	640	1,620
430	540	640	1,620
540	640	750	1,940
540	640	750	1,940
1,180	1,400	1,720	4,320
750	860	970	2,590
640	750	860	2,260
750	860	1,080	2,700
750	860	1,080	2,700
430	540	640	1,620

」

に改める。

別表第2中「39,000円」を「42,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市総合福祉センター条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料及び目的外使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市厚生会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第37号

亀岡市厚生会館条例の一部を改正する条例

亀岡市厚生会館条例（平成17年亀岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第6条中「一に」を「いずれかに」に、「使用の許可」を「、使用の許可」に改める。

第7条第1項を次のように改める。

厚生会館の使用料は、別表第1に掲げる額とする。

第11条第2項を次のように改める。

2 目的外使用料は、別表第2に掲げる額とする。

第15条中「き損」を「毀損」に改める。

別表第1中

「

円 700	円 800	円 1,000	円 2,500
700	800	1,000	2,500
300	400	500	1,200
300	400	500	1,200
400	500	600	1,500

」

を

「

円 750	円 860	円 1,080	円 2,700
750	860	1,080	2,700
320	430	540	1,290
320	430	540	1,290
430	540	640	1,620

」

に改める。

別表第2中「円を20,000」

「21,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀岡市厚生会館条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料及び目的外使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第38号

ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例

ふれあいプラザ条例（平成17年亀岡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「き損」を「毀損」に改める。

第6条中「一に」を「いずれかに」に、「使用許可」を「、使用許可」に改める。

第7条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第10条第1項を次のように改める。

プラザの使用料は、別表第1に掲げる額とする。

第14条第2項を次のように改める。

2 目的外使用料は、別表第2に掲げる額とする。

第16条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第20条中「一切」を「、一切」に改める。

別表第1中「300円」を「320円」に改める。

別表第2中「40,000円」を「43,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行

する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のふれあいプラザ条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料及び目的外使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市立文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第39号

亀岡市立文化センター条例の一部を改正する条例

亀岡市立文化センター条例（平成14年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

午前	午後	夜間
9時～12時	1時～5時	6時～10時
1,050円	1,050円	1,260円
1,470円	1,470円	1,760円
1,360円	1,360円	1,630円
310円	310円	370円
440円	440円	520円
400円	400円	490円
730円	730円	880円
1,020円	1,020円	1,230円
950円	950円	1,140円

」

を

「

午前	午後	夜間
午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
1,080円	1,080円	1,290円
1,510円	1,510円	1,810円
1,400円	1,400円	1,680円
320円	320円	380円
450円	450円	540円
420円	420円	500円
750円	750円	900円
1,050円	1,050円	1,270円
980円	980円	1,170円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市立文化センター条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

---

亀岡市湯の花温泉供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第40号

亀岡市湯の花温泉供給条例の一部を改正する条例

亀岡市湯の花温泉供給条例（平成9年亀岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「すること」を「、すること」に改め、同条第2項中「前項のただし書」を「前項ただし書の規定」に改める。

第10条第2項中「前項」を「、前項」に改める。

第14条第2項中「その」を「、その」に改める。

第15条第3項中「忘失」を「亡失」に改める。

第16条第1項中「別表第2」を「、別表第2」に改め、「に100分の105を乗じたもの」を削り、同項ただし書を削る。

第20条第5項中「受給者」を「、受給者」に改める。

別表第2を次のように改める。

## 別表第2（第16条関係）

## 温泉料金

種別	基本使用量	基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)	
営業用	50立方メートル以下	5,400円	50立方メートル超	113円
自家用	5立方メートル以下	540円	5立方メートル超	113円

## メーター使用料

口径	使用料（1個1箇月につき）
13ミリメートル	108円
20ミリメートル	162円
25ミリメートル	216円
30ミリメートル	270円
40ミリメートル	378円

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市湯の花温泉供給条例第16条第1項の規定は、平成26年5月1日以後の検針に係る使用料から適用し、同日前の検針に係る使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第41号

ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例

ガレリアかめおか条例（平成10年亀岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「使用を許可」を「、使用を許可」に改める。

第7条中「使用の許可」を「、使用の許可」に改める。

第11条第2項中「に100分の105を乗じたもの」を削り、同項ただし書を削る。

第22条中「一切」を「、一切」に改める。

別表第3中

「

400円
400円
400円
400円
各4,600円
2,000円
1,600円
各400円
各400円
各200円
200円
4,000円
各200円
1,600円
200円
各200円
各附帯設備ごとに40,000円を超えない範囲において市長が別に定める額
100平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 50円
101平方メートル以上 1,000平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 10円
1,001平方メートル以上の分 1平方メートル当たり 5円

」

を  
「

432円
432円
432円
432円
各4,968円
2,160円
1,728円
各432円
各432円
各216円
216円
4,320円
各216円
1,728円
216円
各216円
各附帯設備ごとに43,200円を超えない範囲において市長が別に定める額
100平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 54円
101平方メートル以上 1,000平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 10円に100分の108を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。
1,001平方メートル以上の分 1平方メートル当たり 5円に100分の108を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

」

に改める。

別表第4中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のガレリアかめおか条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料及び目的外使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市大井生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第42号

亀岡市大井生涯学習センター条例の一部を改正する条例

亀岡市大井生涯学習センター条例（平成17年亀岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第6条中「一に」を「いずれかに」に、「使用許可」を「、使用許可」に改める。

第7条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第10条中「に100分の105を乗じたもの」を削り、同条ただし書を削る。

第14条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第18条中「一切」を「、一切」に改める。

別表第1中

「

午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
9時～ 12時	1時～ 5時	6時～ 10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
円 4,500	円 6,000	円 7,000	円 9,000	円 11,000	円 15,000
800	1,000	1,200	1,600	1,900	2,700

」

を

「

午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
円 4,860	円 6,480	円 7,560	円 9,720	円 11,880	円 16,200
860	1,080	1,290	1,720	2,050	2,910

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市大井生涯学習センター条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

---

亀岡会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第43号

亀岡会館条例の一部を改正する条例

亀岡会館条例（昭和45年亀岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第5条中「一に」を「いずれかに」に、「使用の許可」を「、使用の許可」に改める。

第6条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第9条第1項を次のように改める。

会館の使用料は、別表第1に掲げる額とする。

第12条第2項を次のように改める。

- 2 目的外使用料は、別表第2に掲げる額とする。

第14条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第18条中「一切」を「、一切」に改める。

別表第1中

「

午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
9時～ 12時	1時～ 5時	6時～ 10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
円 6,000	円 10,000	円 13,000	円 15,000	円 20,000	円 25,000
7,000	12,000	16,000	18,000	24,000	30,000
1,000	1,300	1,600	2,000	2,500	3,300
1,000	1,300	1,600	2,000	2,500	3,300
3,000	3,900	4,800	6,000	7,500	9,900
2,000	2,600	3,200	4,000	5,000	6,600
1,000	1,300	1,600	2,000	2,500	3,300
500	600	700	800	900	1,000
500	600	700	800	900	1,000
500	600	700	800	900	1,000
500	600	700	800	900	1,000
1,000	2,000	2,500	3,000	4,000	5,000
1,000	1,300	1,600	2,000	2,500	3,300
1回につき（1時間以内）2,000円					

」

を

「

午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
円 6,480	円 10,800	円 14,000	円 16,200	円 21,600	円 27,000
7,560	12,900	17,200	19,400	25,900	32,400
1,080	1,400	1,720	2,160	2,700	3,560
1,080	1,400	1,720	2,160	2,700	3,560
3,240	4,210	5,180	6,480	8,100	10,690
2,160	2,800	3,450	4,320	5,400	7,120
1,080	1,400	1,720	2,160	2,700	3,560
540	640	750	860	970	1,080
540	640	750	860	970	1,080
540	640	750	860	970	1,080
540	640	750	860	970	1,080
1,080	2,160	2,700	3,240	4,320	5,400
1,080	1,400	1,720	2,160	2,700	3,560
1回につき（1時間以内）2,160円					

」

に改め、同表備考第5号中「1,000円」を「1,080円」に改め、

円		円
1,500		1,620
500		540
1,000		1,080
5,000		5,400
1,000		1,080
100		108
1,000	を	1,080
1,000		1,080
300		324
100		108
100		108
300		324
30		32
20		21
50		54
50		54

に、

円		円
500		540
500		540
600		648
1,000	を	1,080
200		216
100		108
500		540
500		540

に、

円		円
2,000	を	2,160
2,000		2,160

に、

円	50		円	54
100			108	
100			108	
100			108	
200			216	
200			216	
200			216	
800		を	864	に改める。
200			216	
100			108	
500			540	
100			108	
500			540	
300			324	
300			324	

別表第2中	円	79,000		円	85,300
	7,000			7,560	
	7,000		を	7,560	に改める。
	6,000			6,480	
	7,000			7,560	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡会館条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料及び目的外使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第44号

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例

亀岡市交流会館条例（平成8年亀岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第5条中「一に」を「いずれかに」に、「使用許可」を「、使用許可」に改める。

第6条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第9条中「定めるとおり」を「掲げる額」に改める。

第17条中「一切」を「、一切」に改める。

別表第1中

円 1,300	円 1,300	円 2,400	を	円 1,330	円 1,330	円 2,460
700	700	1,200		720	720	1,230
1,000	1,000	1,800		1,020	1,020	1,850
600	600	1,000		610	610	1,020
2,000	2,000	3,600		2,050	2,050	3,700

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀岡市交流会館条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市土づくりセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第45号

亀岡市土づくりセンター条例の一部を改正する条例

亀岡市土づくりセンター条例（平成17年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第6条中「一に」を「いずれかに」に、「使用許可」を「、使用許可」に改める。

第10条中「定めるとおり」を「掲げる額」に改める。

第14条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第18条中「一切」を「、一切」に改める。

	「		「	
		2,000円		2,057円
		1,400円		1,439円
別表第2中		10円	を	10円
		200円		205円
		1,400円		1,439円
	」		」	

「120円」を「123円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀岡市土づくりセンター条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市食肉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第46号

亀岡市食肉センター条例の一部を改正する条例

亀岡市食肉センター条例（平成17年亀岡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第6条中「一に」を「いずれかに」に、「使用許可」を「、使用許可」に改める。

第9条中「に100分の105を乗じたもの」を削り、同条ただし書を削る。

第13条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第17条中「一切」を「、一切」に改める。

別表第1中

1頭	20,000円	を	1頭	21,600円	に改める。
1頭	10,000円		1頭	10,800円	
1日1頭	3,000円		1日1頭	3,240円	
1キロ	100円		1キログラム	108円	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀岡市食肉センター条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市林業センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第47号

亀岡市林業センター条例の一部を改正する条例

亀岡市林業センター条例（平成17年亀岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第6条中「一に」を「いずれかに」に、「使用許可」を「、使用許可」に改める。

第9条中「に100分の105を乗じたもの」を削り、同条ただし書を削る。

第13条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第17条中「一切」を「、一切」に改める。

別表第1中

「

円 1,400	円 1,600	円 2,000	円 5,000
700	800	1,000	2,500
500	600	800	1,900

」

を

「

円 1,510	円 1,720	円 2,160	円 5,400
750	860	1,080	2,700
540	640	860	2,050

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀岡市林業センター条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第48号

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3第3項第1号中「2,620円」を「2,700円」に、「5,880円」を「6,040円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「420円」を「430円」に改め、同項第2号中

「

円	円	円	円	円
7,560	7,560	7,560	11,340	30,660
9,030	9,030	9,030	13,540	36,540
30,240	30,240	30,240	45,360	122,430
36,330	36,330	36,330	54,490	147,100
22,680	22,680	22,680	34,020	91,870
27,190	27,190	27,190	40,840	110,140
75,600	75,600	75,600	113,400	306,180
90,720	90,720	90,720	136,080	367,390
113,400	113,400	113,400	170,100	459,270
136,080	136,080	136,080	204,120	551,140
2,520	2,520	2,520	3,780	10,180
3,040	3,040	3,040	4,620	12,390
3,150	3,150	3,150	4,720	12,810
3,780	3,780	3,780	5,670	15,330
12,600	12,600	12,600	18,900	51,030
15,120	15,120	15,120	22,680	61,210
9,450	9,450	9,450	14,170	38,320
11,340	11,340	11,340	17,010	45,880
31,500	31,500	31,500	47,250	127,570
37,800	37,800	37,800	56,700	153,090
47,250	47,250	47,250	70,870	191,410
56,700	56,700	56,700	85,050	229,630
1,570	1,570	1,570	2,410	6,400
1,890	1,890	1,890	2,830	7,660
310	310	310	310	—
1,050	1,050	1,050	1,570	4,300

各附属設備ごとに、1使用時間区分10,500円（全日については、31,500円）を超えない範囲内において規則で定める額

を

「

円	円	円	円	円
7,770	7,770	7,770	11,660	31,530
9,280	9,280	9,280	13,930	37,580
31,100	31,100	31,100	46,650	125,920
37,360	37,360	37,360	56,050	151,300
23,320	23,320	23,320	34,990	94,500
27,970	27,970	27,970	42,010	113,290
77,760	77,760	77,760	116,640	314,920
93,310	93,310	93,310	139,960	377,890
116,640	116,640	116,640	174,960	472,390
139,960	139,960	139,960	209,950	566,890
2,590	2,590	2,590	3,880	10,470
3,130	3,130	3,130	4,750	12,740
3,240	3,240	3,240	4,860	13,170
3,880	3,880	3,880	5,830	15,760
12,960	12,960	12,960	19,440	52,480
15,550	15,550	15,550	23,320	62,960
9,720	9,720	9,720	14,580	39,420
11,660	11,660	11,660	17,490	47,190
32,400	32,400	32,400	48,600	131,220
38,880	38,880	38,880	58,320	157,460
48,600	48,600	48,600	72,900	196,880
58,320	58,320	58,320	87,480	236,190
1,620	1,620	1,620	2,480	6,580
1,940	1,940	1,940	2,910	7,880
320	320	320	320	—
1,080	1,080	1,080	1,620	4,420

各附属設備ごとに、1使用時間区分10,800円（全日については、32,400円）を超えない範囲内において規則で定める額

」

」

に改め、同項第3号中

「

円	円	円
6,300	6,300	11,340
7,560	7,560	13,650
25,200	25,200	45,360
30,240	30,240	54,490
18,900	18,900	34,020
22,680	22,680	40,840
63,000	63,000	113,400
75,600	75,600	136,080
94,500	94,500	170,100
113,400	113,400	204,120
1人1回 210円 (ただし、中学生以下1人1回100円)		
840	840	1,470
310	310	570
150	150	260
各附属設備ごとに、1使用時間区分10,500円(全日使用については、21,000円)を超えない範囲内において規則で定める額		

」

「

円	円	円
6,480	6,480	11,660
7,770	7,770	14,040
25,920	25,920	46,650
31,100	31,100	56,050
19,440	19,440	34,990
23,320	23,320	42,010
64,800	64,800	116,640
77,760	77,760	139,960
97,200	97,200	174,960
116,640	116,640	209,950
1人1回 210円 (ただし、中学生以下1人1回100円)		
860	860	1,510
320	320	590
160	160	270
各附属設備ごとに、1使用時間区分10,800円(全日使用については、21,600円)を超えない範囲内において規則で定める額		

を

」

に改め、同項第4号中

「

1,200円
500円
100円
50円
12,000円
5,000円
1,000円
100円
47,250円

「

1,230円
510円
100円
50円
12,300円
5,100円
1,000円
100円
48,600円

を

」

」

に改め、同項第5号中

「

2,620円
2,100円
1,050円
1,050円
1,050円
2,100円
520円
520円
520円
1,050円
100円
100円
105,000円

「

2,700円
2,160円
1,080円
1,080円
1,080円
2,160円
540円
540円
540円
1,080円
100円
100円
108,000円

を

に改め、同項第6号中

」

」

「

2,100円	2,100円	4,200円	4,200円	5,250円	6,300円
各附属設備ごとに、1使用時間区分10,500円を超えない範囲内において規則で定める額					

」

を

「

2,160円	2,160円	4,320円	4,320円	5,400円	6,480円
各附属設備ごとに、1使用時間区分10,800円を超えない範囲内において規則で定める額					

」

に改め、同項第7号中「1,050円」を「1,080円」に、「2,100円」を「2,160円」に改め、同項第8号中

「

円 2,520	円 2,520	円 2,520	円 2,520	円 3,780	円 3,780	円 15,850
3,040	3,040	3,040	3,040	4,620	4,620	19,210
10,080	10,080	10,080	10,080	15,120	15,120	63,520
12,070	12,070	12,070	12,070	18,160	18,160	76,120
7,560	7,560	7,560	7,560	11,340	11,340	47,670
9,030	9,030	9,030	9,030	13,540	13,540	56,910
25,200	25,200	25,200	25,200	37,800	37,800	158,760
30,240	30,240	30,240	30,240	45,360	45,360	190,470
37,800	37,800	37,800	37,800	56,700	56,700	238,140
45,360	45,360	45,360	45,360	68,040	68,040	285,810
1,260	1,260	1,260	1,260	1,890	1,890	7,980
1,470	1,470	1,470	1,470	2,200	2,200	9,240
730	730	730	730	1,150	1,150	4,720

各附属設備ごとに、1使用時間区分7,350円（全日については、22,050円）を超えない範囲内において規則で定める額

」

を

「

円 2,590	円 2,590	円 2,590	円 2,590	円 3,880	円 3,880	円 16,300
3,130	3,130	3,130	3,130	4,750	4,750	19,760
10,360	10,360	10,360	10,360	15,550	15,550	65,340
12,420	12,420	12,420	12,420	18,680	18,680	78,300
7,770	7,770	7,770	7,770	11,660	11,660	49,030
9,280	9,280	9,280	9,280	13,930	13,930	58,530
25,920	25,920	25,920	25,920	38,880	38,880	163,290
31,100	31,100	31,100	31,100	46,650	46,650	195,910
38,880	38,880	38,880	38,880	58,320	58,320	244,940
46,650	46,650	46,650	46,650	69,980	69,980	293,970
1,290	1,290	1,290	1,290	1,940	1,940	8,200
1,510	1,510	1,510	1,510	2,260	2,260	9,500
750	750	750	750	1,180	1,180	4,860

各附属設備ごとに、1使用時間区分7,560円（全日については、22,680円）を超えない範囲内において規則で定める額

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市都市公園条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市上水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第49号

亀岡市上水道事業給水条例の一部を改正する条例

亀岡市上水道事業給水条例（昭和33年亀岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第14条の3第2項中「100分の105」を「100分の108」に改め、同項の表3給水面積加入金の項中「給水対象敷地面積」を「新規給水加入金又は生産用水加入金に加え、給水対象敷地面積」に改め、同表4水道未普及地域加入金の項中「前3項」を「上記の区分」に改める。

第14条の4中「各戸」を「、各戸」に改める。

第16条の2中「原因者」を「、原因者」に改める。

第20条第2項中「過不足」を「、過不足」に改める。

第23条第3項中「その」を「、その」に改める。

第28条第1号中「引き続いて」を「、引き続いて」に改める。

第31条第1項中「検査の結果」を「、検査の結果」に改め、同条第3項中「これを」を「、これを」に改める。

第33条第1項及び第2項、第37条並びに第37条の2中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第44条第1項中「適当な」を「、適当な」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市上水道事業給水条例第33条第1項及び第37条の規定は、平成26年6月1日以後の検針に係る料金から適用し、同日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の亀岡市上水道事業給水条例第33条第2項及び第37条の2の規定は、平成26年4月1日以後に使用し、又は給水を行った料金から適用し、同日前に使用し、又は給水を行った料金については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第50号

亀岡市下水道条例の一部を改正する条例

亀岡市下水道条例（昭和57年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の7第2号中「どろため」を「泥ため」に改める。

第16条中「、その他」を「その他」に改める。

第19条第1項及び第3項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀岡市下水道条例第19条第1項及び第3項の規定は、平成26年6月1日以後の検針に係る使用料から適用し、同日前の検針に係る使用料については、なお従前の例による。

「掲示済」

亀岡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第51号

亀岡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

亀岡市簡易水道事業給水条例（昭和33年亀岡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「その」を「、その」に改める。

第20条第1項及び第2項中「100分の105」を「100分の108」に改め、同条第3項を削る。

第22条中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀岡市簡易水道事業給水条例第20条第1項及び第2項並びに第22条の規定は、平成26年6月1日以後の検針に係る料金等から適用し、同日前の検針に係る料金等については、なお従前の例による。

「掲示済」

亀岡市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第52号

亀岡市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例

亀岡市飲料水供給施設給水条例（昭和43年亀岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の105」を「100分の108」に改め、同条の表中「m<sup>3</sup>」を「立方メートル」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀岡市飲料水供給施設給水条例第4条の規定は、平成26年6月1日以後の検針に係る料金から適用し、同日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市地域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第53号

亀岡市地域下水道条例の一部を改正する条例

亀岡市地域下水道条例（平成13年亀岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づくし尿処理施設」を削る。

第3条第1号中「、地域し尿処理施設」を削る。

第16条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附則第4項を次のように改める。

4 削除

別表地域し尿処理施設の部を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀岡市地域下水道条例第16条第1項の規定は、平成26年6月1日以後の検針に係る使用料から適用し、同日前の検針に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第2条第2項、第

3条第1号及び附則第4項の規定にかかわらず、平成26年6月1日以前の検針に係る天川地区コミュニティ・プラントの使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第54号

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例（平成16年亀岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法
- (2) 健康保険法第85条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣が定める基準第3条の表中「5,000円以内」を

「5,140円以内」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」

# 規則

市民ホール使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第31号

## 市民ホール使用規則の一部を改正する規則

市民ホール使用規則（平成2年亀岡市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「条例」」を「第7条から第9条までにおいて「条例」」に改める。

第3条第4項中「第2号様式」を「別記第2号様式」に改める。

第4条第1号中「使用者」を「市民ホールの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に改める。

第6条第2項中「市民ホールの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）」を「使用者」に改める。

第8条第1項中「行わない」を「、行わない」に改め、同条第2項中「第3号様式」を「別記第3号様式」に改める。

第9条第2号イ中「とき」の次に「（アに該当する場合を除く。）」を加える。

第10条中「第4号様式」を「別記第4号様式」に、「第3条」を「第3条第4項」に改める。

第11条第9号中「又は」を「、又は」に改める。

別表中	「	円	「	円	」	に改める。
		3,000		3,240		
		1,000		1,080		
		430		460		
		500		540		
		1,500		1,620		
		200		210		
		1,000		1,080		
		100		108		
		20		21		
	」		」			

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第2条関係）

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>市民ホール使用許可申請書</span> <span>受付番号 号</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; margin-top: 10px;"> <span>年 月 日</span> </div> <p style="margin-top: 20px;">(宛先) 亀岡市長</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">住所 申請者 氏名 <span style="float: right;">⑩</span> (電話 )</p> <p>次のとおり使用許可の申請をします。 なお、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。</p>												
使用日時	年 月 日 ( 曜日) 午 時 分から 午 時 分まで											
	年 月 日 ( 曜日) 午 時 分から 午 時 分まで											
延長日時	年 月 日 ( 曜日) 午 時 分～午 時 分											
	年 月 日 ( 曜日) 午 時 分～午 時 分											
使用設備	区分	品名	単位	個数	日数	備考	区分	品名	単位	個数	日数 (時間数)	備考
	音響関係	音響基本セット					前方関係	ステージ				
		ダイナミックマイク						前方舞台照明				
		ワイヤレスマイク						スクリーン幕(ホリゾン幕)				
	通常品	機					その他	スライディングウォール				
		椅子						持込機器用電源				
					冷暖房							
使用目的	行事等の名称： 開始予定時間：                   :                    終了予定時間：                   :											
使用予定人員	人											
使用責任者 住所・氏名	住所 氏名 (担当者連絡先) 電話：											
上記使用許可申請書に基づき許可してよろしいか。												
				公 印	許可番号	日程表処理	受付年月日					

第2号様式中

「

使用日時	年 月 日	午 時 分から
		午 時 分まで

」

を

「

使用日時	年 月 日 ( 曜日)	午 時 分～午 時 分
延長日時	年 月 日 ( 曜日)	午 時 分～午 時 分

」

に、

「

使用予定人員	
--------	--

」

を

「

使用予定人員	人
--------	---

」

に改める。

第4号様式中

「

				日程表処理	受付年月日

」

を

「

				公 印	許可番号	日程表処理	受付年月日

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の市民ホール使用規則の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市都市公園有料公園施設使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第32号

亀岡市都市公園有料公園施設使用規則の一部を改正する規則

亀岡市都市公園有料公園施設使用規則（平成18年亀岡市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第12条第1項第1号中「き損」を「毀損」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第13条第2項中「き損」を「毀損」に改め

る。

別表第1第1号中「520」を「540」に、「1, 310」を「1, 350」に、「150」を「160」に、「390」を「410」に、「260」を「270」に、「130」を「140」に、「310」を「320」に、「780」を「810」に改め、同表第2号中「5, 040」を「5, 180」に、「1, 050」を「1, 080」に、「150」を「160」に、「420」を「430」に、「310」を「320」に、「520」を「540」に改め、同表第3号中「520」を「540」に、「1, 050」を「1, 080」に、「1, 570」を「1, 620」に改め、同表第4号中「130」を「140」に、「340」を「350」に、「260」を「270」に、「180」を「190」に、「870」を「890」に、「2, 100」を「2, 160」に、「5, 250」を「5, 400」に改める。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第5号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の亀岡市都市公園有料公園施設使用規則の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた附属設備の使用料から適用し、同日前に許可を受けた附属設備の使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月25日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第33号

亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市営住宅管理条例施行規則（平成9年亀岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「被害者で」を「被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、」に改める。

附 則

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

「揭示済」

通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月25日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第34号

通勤手当支給規則の一部を改正する規則

通勤手当支給規則（昭和33年亀岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第3号を次のように改める。

(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、法第29条の規定により停職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年亀岡市条例第7号。次条において「派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣された場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

第14条第2項第1号及び第2号イ中「すべて」を「全て」に改める。

第15条第2項を次のように改める。

2 前項第1号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

# 告示

亀岡市告示第215号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年12月3日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画の種類  
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
千代川町小林西芝の一部  
西つつじヶ丘五月台2丁目の一部  
上矢田町下垣内の一部  
篠町篠上北裏の一部  
篠町篠新畑田の一部  
篠町篠牧田の一部
- 3 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

- (1) 法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること。
- (2) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定により育児休業をし、派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。
- (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- (4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- (5) その他市長の定める事由が生ずること。

第16条第2項中「法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合」を「法第29条の規定により停職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定により育児休業をし、又は派遣条例第2条第1項の規定により派遣された場合」に改める。

## 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」



亀岡市告示第217号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年12月6日

亀岡市長 栗山正隆

1 種類

地区計画

2 名称

南つつじヶ丘地区地区計画

3 位置

亀岡市南つつじヶ丘

4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第218号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年12月12日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0136-21023

1 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月17日

3 無効になる日

平成25年12月12日

「揭示済」

亀岡市告示第219号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年12月12日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1105-41042

1 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成25年12月12日

「揭示済」

亀岡市告示第220号

物品に関する競争入札参加資格及び審査等に関する要綱（平成16年亀岡市告示第188号）の一部を次のように改正する。

平成25年12月13日

亀岡市長 栗山正隆

第4条第4号中「主要取引先との取引証明書」を「取引状況の調書」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記第1号様式（第3条関係）

競争入札参加資格審査申請書

年度において、亀岡市で発注される製造の請負並びに物品の買入れ、修繕及び借入れ並びに業務の委託（測量・建設コンサルタント等業務を除く。）等に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書の全ての記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

本社（本店）

郵便番号 〒     -

フリガナ  
住 所

フリガナ  
商号又は名称

代表者役職名  
フリガナ  
代表者氏名

電話番号

ファックス番号

メールアドレス \_\_\_\_\_

フリガナ  
担当者氏名

担当者連絡先

申請代理人

住 所

フリガナ  
氏 名

電話番号

第2号様式（第4条関係）

営業経歴書													
資本金	千円			営業年数	年			消費税及び地方消費税	課税				
直近の営業年度決算期間				年 月 日 ~			年 月 日			消費税	免税		
従業員	技術職員数			事務関係職員数			その他職員数			計			
	直接取引を希望する事業所（第1号様式の申請者情報と同じ場合は、記載不要）												
郵便番号	〒				-								
フリガナ													
住所													
フリガナ													
商号又は名称													
支店等の名称													
受任者役職名													
フリガナ													
受任者氏名													
電話番号													
ファックス番号													
メールアドレス													
取引を希望する業種													
亀岡市との契約実績	営業品目	契約内容			契約金額（税抜） 千円			契約年月					
								年 月					
								年 月					
								年 月					
								年 月					

第3号様式（第4条関係）

取引状況の調書					
発注者	営業品目	契約内容	契約金額（税抜） 千円	契約年月	
				年 月	
				年 月	
				年 月	
				年 月	
				年 月	
				年 月	
				年 月	
				年 月	
主に取扱い・取引のあるメーカー及び特約又は代理を行っているメーカー等					
取扱い品名		取引先メーカー等の名称	該当するものに ○をしてください		
			取扱	特約	代理
			取扱	特約	代理
			取扱	特約	代理
			取扱	特約	代理
			取扱	特約	代理
備考					

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第221号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年12月16日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0102-15014

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成25年10月15日

3 無効になる日

平成25年12月16日

「揭示済」

亀岡市告示第222号

平成25年11月8日付けで受理した地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による亀岡市における京都府の専用球技場のための亀岡駅北用地無償提供についての住民投票に関する条例制定の請求について、同条第3項の規定に基づき、平成25年12月市議会定例会に付議した結果を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成25年12月16日

亀岡市長 栗山正隆

1 提出議案

亀岡市における京都府の専用球技場のための亀岡駅北用地無償提供についての住民投票に関する条例の制定について

2 議決年月日

平成25年12月13日

3 審議の結果

否決

「揭示済」

亀岡市告示第223号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年12月16日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0124-41097

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年5月17日

3 無効になる日

平成25年12月16日

「揭示済」

亀岡市告示第224号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成25年12月19日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成25年12月19日（木）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 7台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課  
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第225号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年12月24日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0136-41032

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成25年12月24日

「揭示済」

## 亀岡市告示第226号

## 市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。  
その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月25日

亀岡市長 栗山正隆

## 認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
18295	夕日ヶ丘8号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘1丁目1番12先	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目9番3先
18296	夕日ヶ丘11号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目27番1先	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目7番5先
18297	夕日ヶ丘12号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目26番1先	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目7番1先
18298	夕日ヶ丘13号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目1番先	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目4番4先
18299	夕日ヶ丘14号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目3番11先	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目4番1先
18300	夕日ヶ丘15号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目16番1先	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目17番9先
18301	夕日ヶ丘16号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目18番先	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目25番5先
18302	夕日ヶ丘17号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目20番2先	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目22番7先
18303	夕日ヶ丘18号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目12番10先	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目14番1先
18304	夕日ヶ丘19号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目14番7先	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目17番14先
18305	夕日ヶ丘20号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘1丁目20番2先	亀岡市篠町夕日ヶ丘1丁目9番1先

「揭示済」

亀岡市告示第227号

## 市道路線の廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月25日

亀岡市長 栗山正隆

## 廃止告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
18277	夕日ヶ丘8号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘1丁目1番12先	
		亀岡市篠町篠松ヶ池2番5先	

「揭示済」

亀岡市告示第228号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年12月25日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0105-31001

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成25年12月25日

「揭示済」

亀岡市告示第229号

亀岡市犯罪被害者等見舞金支給要綱（平成24年亀岡市告示第35号）の一部を次のように改正する。

平成25年12月25日

亀岡市長 栗山正隆

第6条第1号ただし書中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配

偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年1月3日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第230号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年12月26日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0126-72027

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成25年12月26日

「揭示済」

亀岡市告示第231号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成26年1月6日から平成26年1月20日まで一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

亀岡市長 栗山正隆

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
18295	夕日ヶ丘8号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘1丁目1番12先 亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目9番3先	170.00m	9.50m 9.50m
18296	夕日ヶ丘11号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目27番1先 亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目7番5先	488.60m	9.50m 9.50m
18297	夕日ヶ丘12号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目26番1先 亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目7番1先	520.50m	7.00m 7.00m
18298	夕日ヶ丘13号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目1番先 亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目4番4先	222.80m	4.00m 14.00m
18299	夕日ヶ丘14号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目3番11先 亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目4番1先	29.90m	6.00m 6.00m
18300	夕日ヶ丘15号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目16番1先 亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目17番9先	32.00m	6.00m 6.00m
18301	夕日ヶ丘16号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目18番先 亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目25番5先	39.10m	6.00m 13.99m
18302	夕日ヶ丘17号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目20番2先 亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目22番7先	99.80m	4.00m 14.04m
18303	夕日ヶ丘18号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目12番10先 亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目14番1先	114.70m	4.00m 14.03m
18304	夕日ヶ丘19号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目14番7先 亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目17番14先	208.60m	4.00m 14.05m
18305	夕日ヶ丘20号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘1丁目20番2先 亀岡市篠町夕日ヶ丘1丁目9番1先	38.20m	4.00m 4.00m

「揭示済」

亀岡市告示第232号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成25年12月27日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成26年1月6日から平成26年1月20日まで一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

亀岡市長 栗山正隆

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
18295	夕日ヶ丘8号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘1丁目1番12先	170.00m	9.50m
		亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目9番3先		9.50m

「揭示済」

# 訓令

亀岡市訓令第6号

庁中一般

亀岡市職員等の公益通報に関する要綱を次のように定める。

平成25年12月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市職員等の公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、職員等が市の機関に対して行う公益通報の処理に関し、必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、法令を遵守し、公正に職務を執行することにより、公務に対する市民の信頼の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 市の職員で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する者（臨時的に任用する者を含む。）及び同条第3項第3号に規定する者
- (2) 職員等 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 職員
  - イ 市の事務事業を受託し、又は請け負った事業者及びその事務事業に従事する者

ウ 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）及びその管理する市の施設の管理業務に従事する者

(3) 公益通報 職員等が、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することをいう。

(4) 通報対象事実 市が行う事務事業に関する次のいずれかに該当する事実（勤務条件に関するものを除く。）をいう。

ア 法令（条例、規則等を含む。）に違反する事実

イ 人の生命、健康、財産若しくは生活環境を著しく害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実

ウ ア及びイのほか、事務事業に係る著しく不当な事実

(5) 通報者 公益通報をした職員等をいう。

(6) 任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

(公益通報)

第3条 職員等は、通報対象事実を知り得たときは、次条に規定する公益通報庁内相談員又は公益通報外部相談員に対し、公益通報及びこれに関連する相談を行うことができる。

2 公益通報は、公益通報書（別記第1号様式）により書面又は電磁的方式により行うものとする。この場合において、通報対象事実を証明する証拠書類がある場合は、公益通報書に添付するものとする。

3 公益通報は、原則として実名により行うものとする。ただし、客観的に事実が証明できる資料があるときは、この限りでない。

4 職員等は、市の事務事業の適法かつ公正な執行に資するために公益通報を行うものとし、誹謗中傷、私益等の不正な意図又は敵意等個人的な感情によりこれを利用してはならない。

5 公益通報の処理等に係る事務に従事する者及び従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(公益通報の窓口)

第4条 職員等からの公益通報及びこれに関連する相談の受付窓口として、公益通報庁内相談員（以下「庁内相談員」という。）及び公益通報外部相談員（以下「外部相談員」という。）を置く。

2 庁内相談員は、職員のうちから任命権者が任命し、職員等からの通報を受け付ける。

3 外部相談員は、弁護士の資格を有する者のうちから市長が委嘱し、職員からの通報を受け付ける。

(相談員による受付)

第5条 庁内相談員及び外部相談員は、公益通報を受け付けたときは、通報者の氏名及び連絡先並びに公益通報の内容を確認し、速やかに次条に規定する公益通報委員会の審査に付さなければならない。

(公益通報委員会の設置)

第6条 市長は、職員等からの公益通報を調査するため、公益通報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 人事担当副市長
- (2) 企画管理部長
- (3) その他委員長が必要と認める職員

3 委員長は、人事担当副市長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

6 委員は、自己に関係する公益通報については、第9条第2項に規定する場合を除き、委員会の会議に出席することができない。

(委員会の会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委

員長が議長となる。

2 委員会の会議は、非公開とする。

(公益通報の受理)

第8条 委員会は、公益通報があったときは、当該公益通報を受理するか否かの審査を行わなければならない。

2 委員会は、公益通報の内容が通報対象事実に該当しない場合は、これを受理しないものとする。

3 委員会は、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を公益通報受理（不受理）通知書（別記第2号様式）により当該通報者に対し速やかに通知しなければならない。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(委員会の調査)

第9条 委員会は、公益通報を受理したときは、通報対象事実について調査を行う。

2 委員会は、通報対象事実に関係する職員等及び当該職員等を管理監督する者等から事情を聴くことができる。

3 委員会は、通報対象事実に関係する書類等を閲覧し、又は提出を求めることができる。

4 前2項の規定による調査に当たっては、職員等は、これに協力しなければならない。

5 前項の規定により調査に協力した者は、調査結果が公表されるまでの間その事実を漏らしてはならない。

6 委員会は、第2項及び第3項の規定による調査を委員長が指名する職員（以下「調査員」という。）に行わせることができる。

(調査員の調査)

第10条 調査員は、前条第6項の規定により調査を行ったときは、調査の結果を委員会に報告しなければならない。

(調査結果の報告等)

第11条 委員会は、第9条第1項の規定によ

る調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、その内容を事実を証明する証拠書類とともに任命権者に報告しなければならない。

2 任命権者は、前項の調査結果の報告を受けたときは、速やかに当該通報対象事実について是正措置を行うほか、必要に応じて当該通報対象事実に関係した職員の処分及び告発等、再発防止のための必要な措置を講じなければならない。

3 委員会は、調査の結果、通報対象事実があると認められなかったとき、又は判明しないときは、その旨を任命権者に報告しなければならない。

4 委員会は、第9条及び前条の規定による調査並びに第2項の規定による措置の結果を公益通報調査・措置結果報告書（別記第3号様式）により通報者に通知しなければならない。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（不利益取扱いの禁止等）

第12条 通報者に関する情報は、非公開とし、公益通報の処理等に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう配慮しなければならない。

2 任命権者は、通報者が公益通報を行い、又は相談したことを理由として、人事、給与その他の勤務条件等について、不利益な取扱いをしてはならない。

3 前項に定める不利益な取扱いを受けた通報者は、その旨を委員会に申し出ることができる。

4 委員会は、前項の規定による申出を受けたときは、申し出た通報者に対して、適切な助言等を行うものとする。

（通報関連資料の管理）

第13条 委員会は、公益通報の処理に係る記録及び関係資料について、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

らない。

2 前項の規定により作成した文書は、亀岡市文書取扱規則（平成13年亀岡市規則第27号）その他の定めるところにより、適切な期間保存しなければならない。

（庶務）

第14条 委員会の庶務は、企画管理部人事課において処理する。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成25年12月1日から施行する。

第2号様式 (第8条関係)

第 年 月 日 号

様

亀岡市公益通報委員会

公益通報受理 (不受理) 通知書

年 月 日付けで通報のありました件については、下記のとおり決定しましたので、亀岡市職員等の公益通報に関する要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

- 1 公益通報として受理します。
- 2 公益通報として受理しません。  
理由
- 3 その他

別記第1号様式 (第3条関係)

公益通報書

通報者氏名	通報日時	年 月 日 時 分
通報者種別	職名： ( )・臨時職員・嘱託職員 市の業務の受託者等 (委託等先： ) 市の施設の指定管理者等 その他 ( )	
希望する連絡方法	電話 【自宅・職場・携帯・その他 ( )】 電子メール FAX 【自宅・その他 ( )】 郵送 【自宅・職場・その他 ( )】	
連絡先		
通報内容	①通報対象者氏名 所属 ②通報対象事実：(生じている・生じようとしている) 発生日時： _____ 発生場所： _____ 内容： _____ ③通報対象事実を知った経緯 ④通報対象事実に対する考え ⑤その他補足事項	
受付番号	証拠書類【有 (書面・その他 ( ) )・無 ( )】	年 月 日
	受付年月日	

第3号様式(第11条関係)

第 年 月 日 号

様

亀岡市公益通報委員会

公益通報調査・措置結果報告書

受付年月日	受付番号	年 月 日 ~ 年 月 日
調査期間	<input type="checkbox"/> 通報対象事実あり <input type="checkbox"/> 通報対象事実なし <input type="checkbox"/> 事実の有無	
調査結果		
措置結果		
その他参考事項		
本件措置に関する問合せ先		

# 公 告

亀岡市公告第62号

平成25年亀岡市公告第34号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成27年4月1日までとする。

平成25年12月2日

亀岡市長 栗山正隆

(合格者受験番号)

・行政Ⅰ

1001	1011	1017	1020
1043	1045	1058	1069
1073	1074	1088	1124
1128	1129	1149	1153
1157	1162	1170	1171
1173	1180	1186	

・行政Ⅱ

2004 2005 2031

・行政Ⅲ

3003 3011 3014

・保育士

6003 6007 7001 7004

「揭示済」

亀岡市公告第63号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

平成25年12月6日

亀岡市長 栗山正隆

1 業務の概要等

(1) 業務番号及び業務名

年維第26-1号 亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託

(2) 業務場所 亀岡市三宅町八田1番地外

(3) 業務種別 保守・維持管理業務

(4) 業務概要

亀岡市年谷浄化センター維持管理業務

1式

西つつじヶ丘・見晴汚水中継ポンプ場維持管理業務

1式

公共下水道区域内マンホールポンプ維持管理業務

1式

地域下水道区域内処理場・マンホールポンプ緊急時対応業務

1式

(5) 期 間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

2 入札参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当すること）

(1) 亀岡市の平成25年度物品納入に関する競争入札参加資格者名簿に登録されており、第1希望が「23保守業務」又は「24管理業務」であること。

(2) 「下水道処理施設維持管理業者登録規程に基づく登録」（昭和62年建設省告示第1348号・改正平成17年国土交通省告示第215号）に登録しており、その証明書の写しが提出できる者であること。

(3) 近畿圏内（京都府・大阪府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県）に本店（支店）又は営業所があること。

(4) 委託仕様書及び特記仕様書に記載されている諸条件を満たすことができること。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 申請時において、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

- (9) 処理場施設維持管理業務委託に係るその他の基準

ア 近畿圏内において、次の条件をとともに満足する公共下水道終末処理場の水処理・汚泥処理等の運転管理及び維持管理を単独で過去10年間に同一施設で3年以上継続した実績を有するものであること。

(ア) 処理能力 日最大40,000m<sup>3</sup>/日以上

(イ) 処理方式 標準活性汚泥法

イ 以下の要件を全て満たすこと。

(ア) 総括責任者及び副総括責任者を置くこと。

(総括責任者の資格要件)

- ・当該処理場と同規模以上の処理能力を有する処理場の運転管理業務に5年以上従事した経験を有すること。
- ・当該処理場と同規模以上の処理能力を有する処理場の水処理及び汚泥処理に関する運転管理業務に総括責任者又は副総括責任者として3年以上従事した経験を有すること。

・下水道管理技術認定試験「処理施設」又は下水道技術検定「第3種」に合格した者で、直接的に6ヶ月以上の雇用関係にあること。

(副総括責任者の資格要件)

- ・当該処理場と同規模以上の処理能力を有する処理場の運転管理業務に3年以上従事した経験を有すること。
- ・当該処理場と同規模以上の処理能力を有する処理場の運転管理業務に総括責任者又は副総括責任者として2年以上従事した経験を有すること。
- ・下水道管理技術認定試験「処理施設」又は下水道技術検定「第3種」に合格した者で、直接的に6ヶ月以上の雇用関係にあること。

- (イ) 入札参加申請時に上記の配置予定者の経歴書類を提出すること。
- なお、落札決定後における配置予定者の変更は原則として認めない。
- ウ 業務の性格上、緊急事態に対処するための体制がとれること。

3 入札手続等

手続等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
一般競争入札参加資格確認申請等の配布期間	平成25年12月6日（金） 午後1時から 平成25年12月19日（木） 午後4時まで	(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請」という。）等並びに仕様書及び設計書等は、亀岡市入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の発注情報閲覧からダウンロードすること。 (2) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、問い合わせのうえ配布期間内の受付時間中（午前9時～正午、午後1時～4時）に契約検査課に来庁して入手すること。
一般競争入札参加資格確認申請等の受付	平成25年12月18日（水） 平成25年12月19日（木） 午前9時から正午及び 午後1時から午後4時の間	(1) 入札に参加を希望する者は、当該の公告に示す提出資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 ア 提出方法 持参により提出すること。 イ 提出書類 (ア) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号） (イ) 類似業務委託実績書（様式第2号） (ウ) 類似業務委託の実績を証明する書面（契約書の写し） (エ) 「下水道処理施設維持管理業者登録規程に基づく登録」に登録している証明書の写し (オ) 配置予定者経歴書（様式第3号） (カ) 入札参加資格を満たしていることの誓約書（様式第4号） ウ 該当の公告に示す受付期間内に、提出書類を亀岡市企画管理部契約検査課に持参すること。 エ その他 (ア) 確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。 (イ) 提出書類は公告で指定した様式にて作成すること。

		<p>(ウ) 提出された書類は、本市において無断使用することはない。</p> <p>(エ) 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。</p>
入札参加確認通知の送付	平成25年12月25日（水）までに発送	<p>(1) 確認申請書等を提出した入札参加希望者に対し、結果を文書により通知する。</p> <p>入札は、「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。</p>
確認申請等並びに仕様書及び設計書等に関する質問の受付及び回答	<p>確認申請等に関する質問 平成25年12月17日（火） 正午まで</p> <p>仕様書及び設計書等に関する質問 平成26年1月6日（月） 正午まで</p>	<p>(1) 確認申請等に関わる質問は公告に示す期間内に契約検査課にて随時受け付ける。 (契約検査課電話番号0771-25-5041)</p> <p>(2) 仕様書及び設計書等に関する質問については、質問書（様式第5号）にて行うこととし、下記E-Mailアドレスへ電子メールにて提出すること。質問内容を簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。添付ファイルは、「Microsoft Excel 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。口頭による質問は受け付けない。</p> <p>提出後、質問書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡（電話番号0771-25-5041）すること。送付した旨の電話連絡がない場合は質問書を受付できないことがあるので留意すること。</p> <p>質問書送付先 E-Mailアドレス： sikkou-kanri@city.kameoka.kyoto.jp</p>
	<p>確認申請等に関する回答 随時</p> <p>仕様書及び設計書等に関する回答 平成26年1月8日（水） 午後5時まで</p>	<p>(1) 確認申請等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。</p> <p>(2) 仕様書及び設計書等に関する質問の回答については、該当の公告に示す日までに電子メールにて参加者全員に回答する。</p> <p>(3) その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。</p>
現場確認の希望申出	平成25年12月6日（金）から平成26年1月9日（木）まで（休日を除く） 午前9時から午後4時まで	(1) 亀岡市年谷浄化センター外の現場確認を希望する者は、事前に契約検査課に問い合わせの上、契約検査課の指示に従うこと。
入札日時	平成26年1月15日（水） 午前10時（厳守）	(1) 入札については、下記「4 入札に関する留意事項」のとおり

## 4 入札に関する留意事項

- (1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所入札室（市役所4階）に持参すること。（入札開始の10分前には到着を心掛けてください。）
- (2) 入札にあたっては、内訳書（概要）を提出すること。
- (3) 入札回数は、3回までとする。
- (4) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (5) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (6) 入札者は、仕様書及び設計書等（以下「仕様書」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は「年維第26-1号亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託 1式」の金額とする。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (8) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、開札の開始に至るまで（書面による入札の

場合は入札箱に入札書を投函するまで）は入札を辞退することができる。

## (9) 書面による入札

ア 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。更に、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して、押印しておかなくてはならない。

イ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び業務番号及び業務名を記載し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあっては、この限りではない。

## (10) 開札

開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

## (11) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 確認申請等の提出を履行しなかった者又は確認申請等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の入札

エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札

オ 「一般競争入札参加資格確認通知書」

により「参加資格有」の通知を受けた後、指名停止措置を受けた開札時点において

<p>指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札</p> <p>カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札</p> <p>キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札</p> <p>ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者</p> <p>ケ 再度入札に付して最低価格札の発表をしたにもかかわらず、当該最低価格以上の価格で入札をした者</p> <p>(12) 落札者の決定方法</p> <p>ア 亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第110条及び亀岡市上下水道事業契約規程（平成9年亀岡市公営企業管理規程第8号）第11条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。</p> <p>(13) その他亀岡市財務規則及び亀岡市上下水道事業契約規程に基づき執行する。</p>	<p>5 入札保証金 免除する。</p> <p>6 違約金 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。</p> <p>7 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、亀岡市財務規則第123条及び亀岡市上下水道事業契約規程第23条に該当する場合は、免除することができる。</p> <p>8 契約書の作成の要否 要</p> <p>9 その他</p> <p>(1) 入札参加者は、別添の仕様書及び設計書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。</p> <p>(2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。</p> <p>(3) 本市が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。</p> <p>(4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。</p> <p>(5) 確認申請等に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。</p>
--	---

(6) 以上に定めるもののほか、亀岡市財務規則、亀岡市上下水道事業契約規程の定めるところによる。

10 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市企画管理部 契約検査課

(電話 0771-25-5041)

E-Mail アドレス :

sikkou-kanri@city.kameoka.kyoto.jp

ホームページ :

http://www.city.kameoka.kyoto.jp

「揭示済」

亀岡市公告第64号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成25年12月16日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

平成25年12月16日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第65号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

平成25年12月16日

亀岡市長 栗山正隆

1 募集職種及び採用予定人数

募集職種	土木Ⅰ・Ⅱ
採用予定人数	若干名

2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できる。

ア 土木Ⅰ（上級）

昭和62年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人

（学歴は問わないが、学校教育法による大学（土木専門課程）卒業程度の学力を必要とする。）

イ 土木Ⅱ（民間経験）

昭和53年4月2日以降に生まれた人で民間企業での土木に関連する職務経験（設計、施工管理等）が3年以上の人

（学歴は問わないが、学校教育法による大学（土木専門課程）卒業程度の学力を必要とする。）

※ 民間企業での職務経験が3年以上とは、会社員、団体職員等として6箇月以上継続して常勤で職務に従事（非常勤のアルバイト、パートタイムは含まない。）した期間が該当し、複数の場合は、通算することができる。ただし、国家公務員又は地方公務員としての職務期間は含まない。

(平成26年3月31日現在で3年見込みの場合を含む。)

(2) 次に掲げる条件のいずれかに該当する人は受験することができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 試験

(1) 方法

ア 筆記試験（多枝選択式）

試験区分	試験科目	出題分野（予定）
土木	専門試験	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）及び土木施工

イ 面接試験（人物能力や意欲等についての個別又は集団面接による試験）

(2) 日時・場所

平成26年1月25日（土）午前9時から『亀岡市役所』において行う。

(3) 合格発表

平成26年2月中旬に通知する。

### 4 採用

この試験の合格者は、職種ごとに作成する職員採用候補者名簿に登載し、平成26年4月1日以降必要に応じ採用される。

なお、この名簿の有効期間は、平成27年4月1日までとする。

### 5 給与

(平成25年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。)

区分	土木
大学卒	182,532円
大学卒（民間経験3年）	196,948円

上記のほか、市職員の給与に関する条例等の規定に従い、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。

## 6 受験手続及び受付期間

## (1) 申込

ア 申込みは、申込書及び自己紹介書に必要事項を記入し、最近6箇月以内に撮影した本人の写真（上半身脱帽、正面向タテ4cm、ヨコ3cm）を貼り、亀岡市企画管理部人事課に提出することとする。（郵送可）

イ 申込書等（申込書、自己紹介書）を郵送する場合は、必ず簡易書留で封筒の表に『採用試験受験』と朱書し、返信用封筒（80円切手を貼って、宛先を明記したもの）を同封のうえ送付すること。

ウ 身体に障害があり、受験に際して配慮が必要な場合は、あらかじめ連絡すること。

## (2) 受付期間

申込みは、持参の場合は平成25年12月17日（火）から平成26年1月10日（金）まで受け付ける。（ただし、土曜日、日曜日を除き、午前9時から午後5時まで）

郵送の場合は締切日を平成26年1月8日（水）とし、締切日の消印のあるものは有効とする。

## 7 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市企画管理部人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話（0771）22-3131（市役所代表）…（内線2154）

電話（0771）25-5016（人事課直通）

URL：<http://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

亀岡市公告第66号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成25年12月16日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

公第6号

亀岡運動公園施設整備（その6）工事

(2) 工事場所 亀岡市曾我部町穴太地内外

(3) 工事種別 土木一式工事

(4) 工事概要

基盤整備 一式

切土 V=5,400m<sup>3</sup>

盛土 V=330m<sup>3</sup>

重力式擁壁 L=275m

雑割石積 L=141m

自由勾配側溝 L=362m

フリーム側溝 L=231m

集水桝 N=9箇所

アスファルト舗装 A=2,388m<sup>2</sup>

路盤工 A=5,935m<sup>2</sup>

縁石工 L=520m

階段工 N=2箇所

区画線 L=669m

(5) 予定価格 78,050,700円

(入札書比較金額 74,334,000円)

(6) 工期 契約日の翌日から平成26年3月31日まで

(7) 部分払 無

(8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保

証が必要)

(9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。

(10) 最低制限価格 採用

(11) 入札保証金 免除

(12) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

2 入札参加資格要件

(1) 平成25年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成

25年4月1日以降の土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

### 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成25年4月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km

程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成25年12月16日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成25年12月16日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成25年12月18日（水） 午前9時から午後5時まで 平成25年12月19日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成25年12月20日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成25年12月17日（火） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成25年12月24日（火） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成25年12月26日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成26年1月8日（水） 午前9時から午後5時まで 平成26年1月9日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成26年1月10日（金） 午前10時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課

(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

## 任免及び辞令

久保 和平  
亀岡市総合農政計画審議会委員の委嘱を解きます

高田 己喜男  
亀岡市総合農政計画審議会委員に委嘱します  
任期は平成26年10月16日までとします  
平成25年12月25日

高田 己喜男  
亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します  
任期は平成26年3月1日までとします

曾我 実  
亀岡市総合計画審議会委員の委嘱を解きます  
平成25年12月26日

## 教育委員会欄

# 規則

亀岡市野外活動施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月17日

亀岡市教育委員会委員長 中桐安子

亀岡市教育委員会規則第8号

亀岡市野外活動施設条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市野外活動施設条例施行規則（平成18年亀岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「が教育活動のため使用する場合の児童又は生徒」を「の児童又は生徒並びにその引率者が教育活動のため使用する場合」に改め、同項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 市内の幼稚園及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設に通う者及びその引率者が使用する場合 免除

(5) 市外の幼稚園及び児童福祉施設に通う者及びその引率者が使用する場合 5割

第7条第1項第7号中「公益のため使用する場合で、」を削り、「5割以内」を「別に定める」に改める。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

		使用料区分		単位	使用料	減免欄
使用料	A	センター使用	大人	人×日×	円＝	円
			小人	人×日×	円＝	円
	B	キャンプ場使用	大人	人×泊×	円＝	円
			小人	人×泊×	円＝	円
	C	キャンプテント(10人用)		張×泊×	円＝	円
		天幕テント		張×泊×	円＝	円
	D	さくらツリーハウス (6～7人用)		棟×泊×	円＝	円
				棟×時間×	円＝	円
	E	和室①		( )人時間×	円＝	円
		和室②		( )人時間×	円＝	円
会議室			( )人時間×	円＝	円	
貸出備品( )				合計	円	

」

を

「

		使用料区分		単位	使用料	減免欄
使用料	A	センター使用	大人	人×	円＝	円
			小人	人×	円＝	円
	B	キャンプ場宿泊	大人	人×泊×	円＝	円
			小人	人×泊×	円＝	円
	C	キャンプテント(10人用)		張×泊×	円＝	円
		持込みテント		張×泊×	円＝	円
	D	さくらツリーハウス		棟×日×	円＝	円
	E	和室		人×日×	円＝	円
		会議室		人×日×	円＝	円
	貸出備品( )				合計	円

」

に改める。

別記第2号様式中

「

		使 用 料 区 分		単 位	使用料	減 免 欄	
使 用 料	A	センター使用	大 人	人 × 日 ×	円＝	円	
			小 人	人 × 日 ×	円＝	円	
	B	キャンプ場使用	大 人	人 × 泊 ×	円＝	円	
			小 人	人 × 泊 ×	円＝	円	
	C	キャンプテント(10人用)		張 × 泊 ×	円＝	円	
		天幕テント		張 × 泊 ×	円＝	円	
	D	さくらツリーハウス (6～7人用)		棟 × 泊 ×	円＝	円	
				棟 × 時間 ×	円＝	円	
	E	和 室 ①		( 人 ) 時間 ×	円＝	円	
		和 室 ②		( 人 ) 時間 ×	円＝	円	
会 議 室		( 人 ) 時間 ×	円＝	円			
貸出備品( )				合 計	円		

」

を

「

		使 用 料 区 分		単 位	使用料	減 免 欄	
使 用 料	A	センター使用	大 人	人 ×	円＝	円	
			小 人	人 ×	円＝	円	
	B	キャンプ場宿泊	大 人	人 × 泊 ×	円＝	円	
			小 人	人 × 泊 ×	円＝	円	
	C	キャンプテント(10人用)		張 × 泊 ×	円＝	円	
		持込みテント		張 × 泊 ×	円＝	円	
	D	さくらツリーハウス		棟 × 日 ×	円＝	円	
	E	和 室		人 × 日 ×	円＝	円	
		会 議 室		人 × 日 ×	円＝	円	
	貸出備品( )				合 計	円	

」

に改める。

別記第3号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

※使用料	センター使用料	大人	人	×	円＝	円
		小人	人	×	円＝	円
	キャンプ場使用料	大人	人	×	円＝	円
		小人	人	×	円＝	円
	キャンプテント(10人用)		張	×	円＝	円
	天幕テント		張	×	円＝	円
	さくらツリーハウス		棟	×	円＝	円
	和室①		時間	×	円＝	円
	和室②		時間	×	円＝	円
会議室		時間	×	円＝	円	

」

を

「

※使用料	センター使用料	大人	人	×	円＝	円
		小人	人	×	円＝	円
	キャンプ場宿泊料	大人	人	×	円＝	円
		小人	人	×	円＝	円
	キャンプテント(10人用)		張	×	円＝	円
	持込みテント		張	×	円＝	円
	さくらツリーハウス		棟	×	円＝	円
	和室		日	×	円＝	円
	会議室		日	×	円＝	円

」

に改める。

別記第4号様式中

「

※使用料	センター使用料	大人	人	×	円＝	円
		小人	人	×	円＝	円
	キャンプ場使用料	大人	人	×	円＝	円
		小人	人	×	円＝	円
	キャンプテント(10人用)		張	×	円＝	円
	天幕テント		張	×	円＝	円
	さくらツリーハウス		棟	×	円＝	円
	和室①		時間	×	円＝	円
	和室②		時間	×	円＝	円
会議室		時間	×	円＝	円	

」

を

「

※使用料	センター使用料	大人	人	×	円＝	円
		小人	人	×	円＝	円
	キャンプ場宿泊料	大人	人	×	円＝	円
		小人	人	×	円＝	円
	キャンプテント(10人用)		張	×	円＝	円
	持込みテント		張	×	円＝	円
	さくらツリーハウス		棟	×	円＝	円
	和室		日	×	円＝	円
会議室		日	×	円＝	円	

」

に改める。

別記第5号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

減免理由	1	市が使用するため
	2	身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者並びにその引率者が使用するため
	3	小・中・高校の児童生徒が教育活動に使用するため
	4	市内の幼稚園等及び市内の学校の引率者が使用するため
	5	市外の幼稚園等及び市外の学校の引率者が使用するため
	6	子ども会、少年団体等が社会教育活動に使用するため
	7	その他公益で使用するため

」

を

「

減免理由	1	市が使用するため
	2	身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者並びにその引率者が使用するため
	3	小・中・高校の児童又は生徒が教育活動に使用するため
	4	市内の幼稚園及び児童福祉施設に通う者及びその引率者並びに市内の学校の引率者が使用するため
	5	市外の幼稚園及び児童福祉施設に通う者及びその引率者並びに市外の学校の引率者が使用するため
	6	子ども会、少年団体等が社会教育活動に使用するため
	7	その他教育委員会が特に必要があると認めるため

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の亀岡市野外活動施設条例施行規則の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料の減免から適用し、同日前に許可を受けた使用料の減免については、なお従前の例による。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第51号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成25年12月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

1,483人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第52号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成25年12月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

24,705人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第53号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成25年12月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

12,353人

「揭示済」

## 亀岡市選挙管理委員会告示第54号

亀岡市篠町土地改良区総代選挙の期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数は、次のとおりである。

平成25年12月2日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

- 1 選挙の期日 平成25年12月9日
- 2 投票の時間 午後1時から午後4時まで
- 3 選挙すべき総代の数 30人

選挙区	選挙区の区域	総代の数
第1選挙区	亀岡市篠町 王子 地区	3人
第2選挙区	〃 篠 〃	8人
第3選挙区	〃 山本 〃	4人
第4選挙区	〃 馬堀 〃	1人
第5選挙区	〃 広田 〃	1人
第6選挙区	〃 森 〃	3人
第7選挙区	〃 野条 〃	4人
第8選挙区	〃 柏原 〃	4人
第9選挙区	〃 浄法寺 〃	2人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第55号

平成25年12月9日執行の亀岡市篠町土地改良区総代選挙における選挙長、同職務代理者及び選挙立会人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成25年12月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

1 選挙長

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	奥村 晃 啓
第2選挙区	省略	牧野 吉 明
第3選挙区	省略	村田 忠 昭
第4選挙区	省略	山田 松 夫
第5選挙区	省略	沼田 正 一
第6選挙区	省略	福永 孝 彦
第7選挙区	省略	中井 喜 嗣
第8選挙区	省略	安川 敏 夫
第9選挙区	省略	沼田 政 治

2 選挙長職務代理者

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	山名 康 夫
第2選挙区	省略	岩田 和 治
第3選挙区	省略	木村 壽 夫
第4選挙区	省略	山田 浩 三
第5選挙区	省略	近藤 好 伸
第6選挙区	省略	石野 治 雄
第7選挙区	省略	山口 博
第8選挙区	省略	畑 忠 幸
第9選挙区	省略	上羽 英 樹

3 選挙立会人

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	山名 康 夫
	省略	栗山 清
第2選挙区	省略	岩田 和 治
	省略	木村 博 好
第3選挙区	省略	木村 壽 夫
	省略	岩崎 明
第4選挙区	省略	山田 浩 三
	省略	鈴木 岩 雄
第5選挙区	省略	近藤 好 伸
	省略	柴田 建 司
第6選挙区	省略	石野 治 雄
	省略	山口 耕 平
第7選挙区	省略	山口 博
	省略	松浦 新 悟
第8選挙区	省略	畑 忠 幸
	省略	吉岡 明
第9選挙区	省略	上羽 英 樹
	省略	北垣 芳 和

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第56号

平成25年12月9日執行の亀岡市篠町土地改良区総代選挙における選挙長の執務場所を次のとおり定める。

平成25年12月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

亀岡市篠町篠中北裏68-11番地  
篠町土地改良区事務所

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第57号

平成25年12月9日執行の亀岡市篠町土地改良区総代選挙の投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成25年12月2日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

亀岡市篠町土地改良区総代選挙投票用紙の様式

(表)

亀岡市篠町土地改良区総代選挙

改 良 区 之 印	篠 町 土 地	亀 岡 市
-----------------------	------------------	-------------

(折目)

(裏)

候補者氏名	
-------	--

○ 注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

(折目)

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインキで印刷し、印は黒色のインキで刷込式とする。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第58号

平成25年12月9日執行の亀岡市篠町土地改良区総代選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成25年12月9日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	奥村 信弘
	省略	竹内 信一郎
	省略	奥村 和行
第2選挙区	省略	木村 浩三
	省略	木村 隆樹
	省略	谷川 きみ子
	省略	上林 恒夫
	省略	井上 安夫
	省略	山崎 敏夫
	省略	中川 輝久
第3選挙区	省略	畑中 俊宏
	省略	村田 勝美
	省略	栗山 和博
第4選挙区	省略	宇野 義弘
	省略	村田 匡弘
	省略	松本 雅善
第5選挙区	省略	小川 富久
第6選挙区	省略	安川 一之
	省略	山口 逸男
	省略	石野 彰一
第7選挙区	省略	中井 正博
	省略	高木 覚
	省略	中尾 進
	省略	木曾 布恭
第8選挙区	省略	松岡 重樹
	省略	中川 市朗

第8選挙区	省略	安川 正廣
	省略	中村 典孝
第9選挙区	省略	上羽 偉夫
	省略	堅田 義博

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第59号

平成25年12月9日執行の亀岡市篠町土地改良区総代選挙において当選証書を付与した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成25年12月9日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	奥村 信弘
	省略	竹内 信一郎
	省略	奥村 和行
第2選挙区	省略	木村 浩三
	省略	木村 隆樹
	省略	谷川 きみ子
	省略	上林 恒夫
	省略	井上 安夫
	省略	山崎 敏夫
	省略	中川 輝久
第3選挙区	省略	畑中 俊宏
	省略	村田 勝美
	省略	栗山 和博
	省略	宇野 義弘
第4選挙区	省略	村田 匡弘
	省略	松本 雅善
第5選挙区	省略	小川 富久

第6選挙区	省略	安川一之
	省略	山口逸男
	省略	石野彰一
第7選挙区	省略	中井正博
	省略	高木 覚
	省略	中尾 進
	省略	木曾布恭
第8選挙区	省略	松岡重樹
	省略	中川市朗
	省略	安川正廣
	省略	中村典孝
第9選挙区	省略	上羽偉夫
	省略	堅田義博

「揭示済」

## 上下水道部欄

### 規程

亀岡市上下水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第7号

亀岡市上下水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程（平成23年亀岡市上下水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表建物使用料の項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の亀岡市上下水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」